

8. 金融・保険・証券分野

<p>金融・保険・証券 (1)</p>	<p>銀行持株会社内における子会社等の顧客情報の取扱明確化【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行法第52条の21により、銀行持株会社が子会社である銀行の経営管理を行うこととしている。また、銀行法第14条の2により、銀行とその子会社等について経営の健全な運営に資するための基準を定めることとしており、銀行は経営の健全性の確保を求められている。</p> <p>なお、金融検査マニュアルでは「信用リスク管理に当たっては、金融機関と連結対象子会社及び持分法適用会社とを法令等に抵触しない範囲で一体として管理する体制となっているか」として、銀行が法令等に抵触しない範囲で子会社等を含むグループ全体の信用リスク管理を行うことを求めている。</p> <p>しかしながら、民法第1条、第415条、第709条等の守秘義務に抵触する限りは、子会社等の与信明細等顧客情報を取得し、グループ全体の信用リスク管理を行うことができない状況である。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法</p>
<p>要望内容</p>	<p>銀行持株会社及び銀行の経営の健全性を維持するために必要な、リスク管理を目的とした顧客情報の取扱いについて、例えば、銀行法の改正等により、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いをうたう等、守秘義務上の問題が生じないように法整備を行うべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>グループ全体の信用リスク管理の必要性が高まっている中、現行法では、守秘義務対応の観点から、銀行持株会社や銀行においてリスク管理を目的とした子会社等の顧客情報の取扱いが困難な状況にある。なお、顧客情報については、営業目的の使用はせず、リスク管理の目的で、銀行法上で限定的な守秘義務の例外扱いをうたうようにすべきである。</p> <p>わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、本措置の実現が有効であると考えます。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室</p>

<p>金融・保険・証券 (2)</p>	<p>銀行代理業の許可要件に関する規制緩和</p>
<p>規制の現状</p>	<p>①銀行代理業者は、許可申請書の記載事項に変更がある場合、内閣総理大臣に対し、2週間以内に届出を行わなければならない。許可申請書には、銀行代理業者の親法人等の子法人等の商号、所在地、代表者名等の記載が必要とされている。 ②銀行代理業の許可審査に際しては一定の基準がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法第52条の37、第52条の39 銀行法施行規則第34条の32、第34条の37</p>
<p>要望内容</p>	<p>①許可申請書の記載内容及び対象を限定する(例えば、銀行代理業者の子法人等・親法人等・親法人等の子法人等の「代表者」の記載を不要とする、または海外企業は対象外とするなど)とともに、届出時限を見直すべきである(例えば、銀行代理業者が銀行の子法人等である場合には、2週間以内の届出の適用除外とし、銀行及び銀行持株会社が別途求められている経営実態報告の報告サイクルに合わせるなど)。 ②兼業承認基準に関して、銀行子会社(従属業務子会社、金融関連子会社等)については、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められる者の中から「金融庁長官が定める者」として適用除外とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①届出時限・内容とも、銀行及び銀行持株会社が別途求められている類似報告(銀行法第24条及び第52条に基づく「経営実態報告」…子法人等を含む銀行グループ各社の状況を定期的に報告)以上に厳しく(経営実態報告の報告時限は半年ごと、代表者名については記載が求められていない)、過剰感が大きい。また、銀行が銀行代理業者の親法人等に該当する場合には、届出内容と経営実態報告の内容が重畳的となるため、非効率である。さらに、届出対象に多数の企業を擁する大企業グループが含まれている場合には、銀行代理業者が2週間以内に変更の届出を行うことは、実務的な観点から見ても負担が極めて大きい。なお、銀行代理業制度の利用を促進する上でも、届出手続の見直しを図ることが有効と考える。 ②銀行の子会社については、仮に親銀行の銀行代理業者を兼業する場合も、グループとしては事実上一体であり、両者間で利益相反行為等の弊害が生じるとは考えにくいことから、銀行の100%出資である金融関連子会社や、同様に100%出資かつ100%収入を親銀行に依存している従属業務子会社等については、兼業承認基準の対象外とすることが妥当である。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室</p>

金融・保険・証券 (3)	特定融資枠(コミットメントライン)契約の借主の対象範囲拡大
規制の現状	<p>特定融資枠(コミットメントライン)契約の適用対象は、下記のように限定されている。</p> <p>①会社法上の大会社(資本金5億円以上または負債額200億円以上) ②資本金3億円超の株式会社 ③金融商品取引法の規定で監査証明を受ける株式会社で、有価証券の発行者 ④資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社 ⑤投資信託及び投資法人に関する法律に規程する登録投資法人 ⑥資産流動化業務を行うSPCとなる株式会社</p>
根拠法令等	特定融資枠契約に関する法律第2条
要望内容	<p>①適格借入人の対象範囲を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)等に加え、以下のような借主を追加すべきである。</p> <p>ア. 国、イ. 地方公共団体、ウ. 独立行政法人、エ. 国立大学法人、オ. 学校法人、カ. 医療法人、キ. 相互会社(生命保険会社)、ク. 共済組合、ケ. 消費生活協同組合、コ. 市街地再開発組合、サ. 海外債務者(例えば、法第2条第7号として、「(適格借入人)並びに、外国会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第2号の外国会社をいう)、外国の法令に基づく契約であって投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合に類する者若しくは自然人」等を追加する等)</p> <p>②資産流動化業務に関して、適格借入人に、「合同会社」及び「有限責任中間法人」、特別目的会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第40条及び第41条に定める有価証券を発行する法人ならびにそれに準ずる外国法人)を追加すべきである。</p> <p>③資産流動化業務に関して、適格借入人に、PFI等プロジェクトファイナンスや船舶ファイナンスに係るSPCを追加すべきである。このため、法第2条第6号のうち「...イからホまでに定める行為を専ら行うことを目的とする者」の部分「...イからホまでに定める行為を主として行うことを目的とする者」と改正すべきである。</p> <p>④大会社の子会社を適用対象とする等、実質基準での判定を導入すべきである。例えば法第2条第8号として、「前各号に掲げる者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の子会社をいう)」を追加すべきである。</p>
要望理由	<p>①コミットメントライン(特定融資枠契約)は、すでに制度が導入されている大企業等のみならず、中小企業や地方公共団体等にとっても有益な資金調達手段である。経済的弱者保護という本法の当初の趣旨は首肯できるものの、現環境下においては、借主の範囲について中小企業等を一律に排除していることは適切ではない。同様に、地方公共団体・独立行政法人・国立大学法人等、十分な金融・法務知識を有する先については、コミットメントライン契約を可能とすることによって、資金調達の多様化・安定化等が図れると考えられる。また、海外債務者に対するクロスボーダー取引が増大する中、出資法等が域外適用されないことについて明確化することが求められている。保護すべき借手が海外に所在しているにもかかわらず、貸手所在国の保護規定を適用することは、国際的な資金調達を行う借手にとって意味がないばかりか、わが国の金融機関の国際競争力を削ぐこととなっている。</p> <p>②資産流動化業務において、有限会社と同様に、SPCとして利用されている合同会社及び有限責任中間法人との間で、流動性補完のためにコミットメントライン契約を締結する必要がある場合がある。本要望が措置されれば、資産流動化業務のさらなる進展が図られる。</p> <p>特に、資産流動化の1つである不動産証券化においては、投資家への投資リターンを高める等の理由から、ノンリコース(非遡及型)ローンを活用することが多く、資産の取得をタイムリーに行うためにも、コミットメントライン契約は非常に有効な手段である。一方、ノンリコースローンの実行の前提となる会社形態は、費用及び倒産隔離性等の観点から、「合同会社」とすることが一般的であるが、現在は、「合同会社」はコミットメントライン契約の適用対象外となっており、機動的な資産取得に支障をきたす場合がある。</p> <p>③資金調達手段の多様化により、PFIを含むプロジェクトファイナンスや船舶ファイナンスが近時急増しているが、借入人となるSPCについて、該当要件に「専ら」と記されているため、付随する為替取引や建設工事に係る契約の締結といった行為が含まれるか明確でなく、法第2条第6号に該当するか疑義がある。</p> <p>④適格借入人の子会社は、適格借入人と実質一体と判断可能であり、適合性を一律に単体ベースで判断することは合理的でない。また、海外会社の日本法人が中小企業である場合、母国では一般的なコミットメント契約がわが国では締結できないといった不都合が生じている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	金融庁 法務省

<p>金融・保険・証券 (4)</p>	<p>信用保証協会の保証対象の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>NPO法人は中小企業に該当せず、信用保証協会保証の対象とならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>中小企業信用保険法第2条</p>
<p>要望内容</p>	<p>特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定である。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。 NPO法人の多くは医療・福祉分野関連であるが、NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、バランスを欠いている。 こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>経済産業省中小企業庁事業環境部金融課</p>

<p>金融・保険・証券 (5)</p>	<p>銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の適用対象からの信託勘定の除外【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>銀行法において、銀行、銀行持株会社またはそれらの子会社は、国内の会社の議決権について、合算して、当該会社の総株主の議決権の100分の5(銀行持株会社及びその子会社にあつては100分の15)を超える議決権を取得し、または保有してはならない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>銀行法第16条の3、第52条の24</p>
<p>要望内容</p>	<p>信託財産として所有する株式等にかかる議決権について、銀行法第16条の3、第52条の24の適用対象から除外すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>信託銀行は、信託財産について分別管理義務(信託業法第28条第3項、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、議決権は別途に行使される。当該信託財産は、受益者の利益のために管理するものであるため、銀行勘定において保有する議決権とは議決権行使のあり方が異なる。</p> <p>また、信託銀行は、信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律によって厳しい受託者責任(信託業法第28条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条)を負っており、銀行等、銀行持株会社等の他業禁止規定の逸脱、子会社の範囲に関する規定の潜脱防止の懸念はない。</p> <p>かかる規制が存在することにより、信託財産の運用に制約が出る場合があり、適正な運用を行う上での阻害要因となっている。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁</p>

金融・保険・証券 (6)	「信託契約代理業」の適用業法の見直し【新規】
規制の現状	<p>代理店が受託者のために行う信託契約の代理・媒介について、当該信託の受託者が受益権の発行者(金商法第2条第5項)とされる場合には、信託契約代理業に該当しない(信託業法第2条第8項)。</p> <p>受託者が発行者となるかどうかについては、金商法定義府令第14条第3項によるが、例えば同一の経済実態を持つ一類型の商品(例:年金信託)について、代理店が受託者のために当該信託契約の代理・媒介を行う場合、信託契約代理業と金融商品取引業に分かれてしまい、実務上混乱が生じている。</p>
規制の根拠法令	信託業法
要望内容	<p>信託契約の締結の代理または媒介を行う営業(以下「代理業務」という)について、業法の適用を一律にするよう整理すべきである。</p> <p>年金信託の契約締結の代理または媒介を行う営業などは、一類型の商品でありながら自益信託か他益信託かの違いや受託者の運用裁量の有無、当初信託財産の態様等に基づく発行者概念の違いにより信託契約代理業と金融商品取引業に分かれてしまうことから、顧客の混乱回避のため、適用法を再整理すべきである。</p>
要望理由	<p>委託者・受託者間で信託契約が締結されてはじめて、基金型(金融商品取引業または信託契約代理業)か規約型(信託契約代理業)かが確定し、さらに基金型の場合は、金銭のみが信託されるか、金銭及び有価証券が信託されるかによって業(前者であれば金融商品取引業、後者であれば信託契約代理業)が確定することとなるため、実務上、以下①②のような不都合が生じている。</p> <p>①顧客に対して、金融商品取引業者として勧誘を行っているのか、信託契約代理業者として勧誘を行っているのかの説明が困難である。かような説明を行うべき義務は法令上存在しないが、顧客からの照会に対して明確に答えられないという不都合が存在する。</p> <p>②金融商品取引業に該当する場合、信託契約の締結の媒介(勧誘行為)を行った時点で「私募の取扱い」を行うものと解され、法定帳簿を作成する必要があると認識しているが、上記の通り、信託契約が締結されるまでは、当該案件が金融商品取引業に該当するか否かが確定しないため、勧誘行為を行う案件について幅広く帳簿を作成し、信託契約が締結された時点で帳簿から抹消する等の作業を行わざるを得ない。</p> <p>また、いわゆる福祉型信託商品である特約付金銭信託は、顧客ニーズによって自益信託、他益信託のいずれの形態をとることも可能であるが、その形態(自益信託であれば金融商品取引業、他益であれば信託契約代理業)がセールスの当初から決定していることは稀であり、代理店としてどのような対応を行えばよいか不明である。</p> <p>当該代理店が取扱う場合は、自益信託のみ金商業者等としての行為規制等の対応が必要という複雑な整理となったこともあり、その取扱いを停止した代理店がある。</p> <p>さらに、受託者における実務上の不都合として以下のようなものがある。</p> <p>①受託者の委託者に対する信託業法上の説明義務</p> <p>代理店が受託者のために行う信託契約の代理・媒介について、金融商品取引法が適用される場合(受託者＝発行者の場合)、受託者の委託者に対する信託業法上の説明義務(信託業法第25条)が課せられる(信託業法施行規則第31条第3項によって説明義務を果たしたものとみなされない)。</p> <p>②広告規制について</p> <p>代理店が受託者のために行う信託契約の代理・媒介について、金融商品取引法が適用される場合(受託者＝発行者の場合)、代理店が委託者兼当初受益者に対して行う行為については、金融商品取引法が適用されないにもかかわらず、代理店が委託者兼当初受益者に交付するパンフレットについては金融商品取引法の広告規制が課せられる。当該規制については、所属信託兼営金融機関より代理店に対して説明が困難となっている。</p> <p>以上のように、かかる整理は顧客の視点からも難解なものであり、顧客保護の観点からも、金商法の適用対象にする等、「代理業務」の分かりやすい再整理を行う必要がある。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁

金融・保険・証券 (7)	信託契約代理店制度における復代理の許容
規制の現状	「信託契約代理店」制度において、「復代理」までは認められていない。
根拠法令等	信託業法第67条
要望内容	銀行法における銀行代理店制度同様(銀行法第52条の36第2項)、所属信託会社の許諾を得て、信託契約代理店が復代理を選任することを可能とすべきである。とりわけ、復代理のうち媒介については、所属信託会社の責任を前提とすれば受益者保護の観点からも特段の支障はないと考えられることから、早急に手当てすべきである。
要望理由	<p>①例えば、ア.信託契約代理店たる親会社が、その子会社を復代理として選任する、イ.証券会社・保険会社を信託契約代理店とし、当該者を所属会社とする証券仲介業者・保険代理店を復代理として選任する、等の喫緊かつ強いニーズが存在する。</p> <p>②平成15年7月28日金融審議会金融分科会第二部会報告でも「信託業の担い手に対し信託契約の取次ぎのみを行う者について、その範囲を幅広く認めることは、信託サービスの提供チャネルを拡大し、利用者のアクセスを向上させることに資すると考えられる。したがって、信託契約の取次ぎのみを行う者については、信託業の担い手の業務の健全性や受益者保護の観点から問題がないかどうか検討の上、信託契約の取次ぎのみを行う者の範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適切と考えられる」とされている。</p> <p>③代理店による「媒介」は、「代理店が顧客のニーズに対応して、商品・サービスを紹介し、顧客からの依頼に基づき、所属信託会社に対し案件の取次ぎを行う」業務である。最終的に直接の顧客へのセールス・コンサルティング及び契約締結は、所属信託会社が行ったうえで執行事務等を行うものであり、受益者保護の観点から特段の問題はないと考えられる。</p> <p>④2007年もみじ要望における回答では、「所属信託会社による指導等が不可欠であり、受益者保護の観点を踏まえ検討する必要」とされている。しかし、信託業法第85条で、信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理等で顧客に加えた損害を所属信託会社が賠償する責任が規定されており、すでに代理の場合には所属信託会社による指導等が行われている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁

<p>金融・保険・証券 (8)</p>	<p>保険会社の事業再編を可能とする規定の整備 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社が事業再編を目的として保険事業の分割・移転を行う場合、保険業法上、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の「全部」を単位とした分割・移転でなければならない(保険業法第173条の2、第135条)。 顧客セグメント・チャネル、地域等の視点で事業を分割・移転し、その単位が規模・質ともに適当な再編を行おうとしても、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の「一部」であることから、行うことができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第173条の2、第135条</p>
<p>要望内容</p>	<p>①同一グループ内において、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の一部の移転を伴う会社分割や分社化を可能とする制度を導入すべきである。 ②保険群団の維持、保険契約者間の公平の確保等に関する制度を導入するとともに、保険契約の単位が責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の「一部」であっても会社分割・包括移転を広く可能とする制度を導入すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>①持株会社化が進展する保険業界においては、同一グループ内の保険会社同士の商品がお互いに侵食しあうカニバリゼーションを解消し、グループ内の商品事業ラインの集約化によるグループ経営の効率化を図ることや、販売事業ラインの分社化による経営の機動性の確保・事業の高度化の促進などが期待されている。同一グループ内における会社分割や分社化は、保険契約者の保護や分割当事会社の健全性維持などの点で課題は小さい。会社分割が行われても、グループ全体としての財務状況に変化はなく、契約移転とともに移転する財産額の適切な設定が期待できる。また、会社分割が行われても、サービス水準やブランド性に大きな変更は想定されない。グループ内の会社分割・分社化は、当該保険会社・保険持株会社・保険主要株主に対する金融庁の監督により、適切な運用が期待できる。 ②(ア)保険契約者の異議申立て制度の充実(契約が移転する契約者と残存する契約者それぞれに異議申立制度を設ける)、(イ)分割の際に離脱を希望する契約者に対する保険料積立金の返還制度の導入、(ウ)会社分割により承継される保険契約について、契約条項の変更が軽微で保険契約者の不利益にならないことを条件とする認可基準の導入、(エ)会社分割の認可時の添付書類として、契約移転とともに移転する財産の額の妥当性についての書面提出の義務付け、(オ)会社分割の認可時の添付書類として、会社分割を織り込んだ分割当事会社の将来収支分析やSM比率を記載した書面提出の義務付け、といった措置を講じれば、保険契約者の保護や分割当事会社の健全性の維持を担保でき、同一グループ内以外であっても保険会社間での会社分割を認めることができる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課保険企画室</p>

<p>金融・保険・証券 (9)</p>	<p>保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率10%超投資対象企業の範囲等の拡大</p>
<p>規制の現状</p>	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資を行うことが可能な企業については、保険業法施行規則で定められているが、範囲が限定的であり、例えば設立まもない企業など、幅広いベンチャー企業への投資を行うことができない。 また、投資時点ではその対象であって、10%超の投資を行った企業についても、その後の企業成長により対象から外れた場合は、追加投資を行うことができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法施行規則第56条</p>
<p>要望内容</p>	<p>保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲について、たとえば設立まもない企業など、幅広いベンチャー企業に拡大すべきである。 また、10%超の投資を行った企業が、その後、企業成長により対象から外れた場合についても、投資期間が10年に満たない場合は、追加投資を可能とすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>昨今のベンチャー市場においては、従来からあるベンチャー企業に加え、大企業からのスピンオフや大学発など、多種多様な企業が設立されている。これらの企業は、技術やビジネスモデルにおいて競争力を有しているが、資金・人材等が不足している場合も多い。こうした状況において、保険会社の特定子会社が10%を超えて投資できる企業の範囲が拡大すれば、ベンチャー企業の旺盛な資金ニーズにも応えることができる。 また、投資した時点では、対象であった企業が成長することによって事業規模等が拡大した場合についても、追加投資が可能になれば、当該企業からの支援継続等の依頼に応えることができる。 保険業法第107条では、保険会社の業務範囲規制の潜脱等を防止する観点から、保険会社の子会社が一般事業会社の議決権を10%超保有することを禁止しているが、特定子会社については、一定の要件を満たすベンチャー企業の議決権を10年間に限り、10%を超えて保有することが認められている。したがって、10年間の保有期間制限を維持した上で、保険業法施行規則第56条に規程するベンチャー企業の範囲を拡大することや追加投資を可能とすることは、業務範囲規制等の趣旨からも問題ないものと考えられる。 なお、一般のベンチャーキャピタルでは、一定の出資割合をもってベンチャー企業の経営状況を詳細に把握することは、ベンチャー投資のリスク管理に極めて有効な手段として認識されている。本要望が実現すれば、保険会社の特定子会社のリスク管理についても同様の効果が期待できる。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課 中小企業庁企画課</p>

<p>金融・保険・証券 (10)</p>	<p>特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ、移受管</p>
<p>規制の現状</p>	<p>厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として現物資産の受払いが認められているが、原則として、保険料の受入れ及び解約時の引渡しについて、株や債券等の現物資産によって行うことが認められていない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>保険業法第97条、第118条、附則第1条の13</p>
<p>要望内容</p>	<p>株、債券等の現物資産による保険料の受入れ、移受管を可能とすべく、法令上の措置をすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。</p> <p>現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。</p> <p>現金化に伴い、大量の株式売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。</p> <p>信託については、厚生年金保険法の改正により上記の取扱いが可能であるが、生命保険において同様の取扱いができないため、利用者利便が著しく阻害されている。</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>金融庁総務企画局企画課</p>